

令和5年6月 河北町農業委員会総会（第6回）

令和5年6月26日（月曜日）午後4時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年6月26日（月曜日）午後4時00分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第21号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

皆様こんにちは。さくらんぼの最中お忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。少し開会前にさくらんぼのこと町としても頑張っておりますので、少しお話をさせていただきたいと思います。先週金土日と埼玉県の大宮市の駅前で、まるまる東日本とい

うことでさくらんぼの販売、地域商社に委託販売お願いしたところですけども、1日20数万程、60万から70万円の打ち上げを上げてきたということです。あと土曜日は東根の山形空港の方で、名古屋便と大阪便降りの方の方へ紅王JAさんの方から買わせていただいて1パック10粒入ってんのかな、ダイヤパック。あれを半分にして、300名位の方に配ったところです。また、今度の1日2日べに花まつりありますけども、それに合わせる形、埼玉県岩槻市の方で朝顔祭りがございまして、そちらの方へ紅花を持って認定農業者の方、後藤会長ですけども、行ってまいります。こんなことで頑張っているところです。

それでは、只今から令和5年6月河北町農業委員会総会を開催いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

皆さん暑い中、今日久しぶりに本当に暑い日でした。農作業お疲れの所お集まりいただきまして本当にありがとうございます。ご苦労様でございます。まださくらんぼ色が着かないから終わらない、とか。言いながらも今度田んぼの方中干の時期に入って、身体が休まることのない農業ですけども。まず本当に身体だけには気をつけて農作業の方励んでいただきたいと思います。今日も何件か案件ございます。皆さんから慎重審議お願いして進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 宇野事務局長

はい、ありがとうございます。それでは次第に添いまして日程第1から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。2番布川委員、3番押野委員、お願いします。

それでは日程第2議案の審議に入ります。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、になります。

はじめに、申請番号20番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか1筆で計3,003㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日頃から●●日頃までに亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号21番 所在地 大字吉田字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、ほか4筆で計6,560㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●及び●●●●は●●●●さんに耕作してもらうほか、自作するとのことです。

以上2件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今、事務局から説明がありました案件について皆さんから何かご質問がありましたら、よろしくお願いします。無ければこのまま取り進めてくださるようお願いします。

それでは次にまいります。報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の2ページになります。報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号87番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、1,093㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

以上1件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ありがとうございます。何か皆さんの方から何かご意見ご質問ございましたら。無ければこのまま取り進めていただきます。

続きまして議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の3ページをご覧ください。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号53番、所有権の移転です。所在地 谷地字下野（シタノ）●●●●、畑、395㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、生前の贈与のためということです。

次に申請番号54番、所有権の移転です。所在地 所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノ

キ) ●●●●、ほか6筆で計1, 972 m²です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、遠隔地で耕作不便のためということです。

以上2件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査をお願いします。報告。

○ 奥山（ち）委員

はい、53番、畑ですが。草をきれいに刈られて、家庭菜をちょっとやってるくらいでしたけども、きちんと管理はされているようでした。

○ 議長（会長）

はい。54番

○ 堀委員

はい、54番ですけども。花ノ木の●●●●は桃植えられてて、それ以外は野菜類植えられてました。何ら問題ないと思います。

○ 議長（会長）

●●●●さんについても問題ないんですね。

○ 堀委員

はい。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんの方からご意見質問ありますか。無ければこのまま許可したいと思います。

はい、それでは次に進めさせていただきます。議第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、すみません、その前に、先程の合意解約の説明で、3条で他の方に貸すため、と説明しましたが、議第21号の集積の方での売買のために解約するものでした。大変失礼いたしました。

○ 議長（会長）

だそうです。では5条について。

○ 事務局（奥山）

資料の４ページをご覧ください。議第２０号 農地法第５条の規定による許可申請についてです。

申請番号７番、所有権の移転です。所在地 谷地ひな市（ヒナイチ）●●●●、畑、
３５７㎡１筆で、渡し人が●●●●さん、受け人が●●●●さん外１名になります。

申請事由につきましては、公共施設や商業施設が充実しており、利便性の良い当該地を
買い受け、住宅を新築する計画するものです。

資料の８ページが案内図です。ヨークベニマルの南側になります。次の９ページが字切
図で、宅地と道路に囲まれています。次の１０ページが土地利用の計画図となっております。
１１ページ１２ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

次に、申請番号８番、貸借権の設定です。所在地 大字溝延字吉原（ヨシワラ）●●●●
●、畑、３４７㎡１筆で、渡し人が●●●●さん、受け人が●●●●さんになります。

申請事由につきましては、法人代表所有の当該地を借り受け、近隣地区や自家生産した
野菜や果物等を使った農家レストランを建築する計画するものです。

資料の１３ページが案内図です。次の１４ページが字切図ですが、分筆した●●●●で
は●●●●さんがハウス栽培をしています。その他は宅地と道路に囲まれています。次の
１５ページが土地利用の計画図となっております。１６ページ１７ページが建物の計画図
になります。

ここは１０ヘクタール以上の農地が広がる第１種農地にあたります。資料１８ページか
ら他の土地の選定理由書がありまして、候補地３か所を選定したものの、１８ページ記載
のような理由で断念し、やむを得ず今回の申請地を選定したというものです。また、２３
ページに農家レストランの計画書を添付しています。例外的に許可し得る要件として、都
市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される、その他地域
の農業の振興に資する施設に該当し、許可基準を満たしていると思われます。

申請番号９番、所有権の移転です。所在地 谷地荒町東（アラマチヒガシ）●●●●、
畑、２９７㎡１筆で、渡し人が●●●●さん、受け人が●●●●さん外１名になります。

申請事由につきましては、小学校に近接し、住環境の良い当該地を買い受け、住宅を新
築する計画するものです。

資料の２４ページが案内図です。谷地南部小学校のすぐ東隣になります。次の２５ペー
ジが字切図で、分筆した６－２５が畑で残っていますが、他は宅地と道路に囲まれていま
す。次の２６ページが土地利用の計画図となっております。２７ページ２９ページが建物
の計画図になります。

以上３件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査の報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、7番の谷地ひな市です。あと9番の荒町ですが、いずれも住宅地にありまして何ら問題なかったと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でございます。では、8番。

○ 関委員

午前中見てきましたが、いちご畑の隣にある、道路に面した土地ですぐ隣が住宅なんですけども、●●●●さんの親戚の方なので別に騒がしいとかの問題も無いと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でございます。皆さんから何かご質問ご意見ございませんか。無ければ、このまま許可いたしたいと思います。

それでは次に議第21号 農用地利用集積計画（案）の決定について。木嶋委員の案件がありますので、一時退席をお願いします。

—————木嶋委員退席—————

○ 事務局（奥山）

はい、資料の5ページをお開きください。議第21号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料6ページが総括表ですが、所有権移転が1件です。

資料の7ページをお開きください。

申請番号319番につきましては、資料のと通りの契約内容となっておりますが、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

以上1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。なければ、このまま許可したいと思います。

—————木嶋委員着席—————

○ 議長（会長）

はい、以上総会の方はすべて終わりました。

午後 4 時 17 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 6 月 26 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
